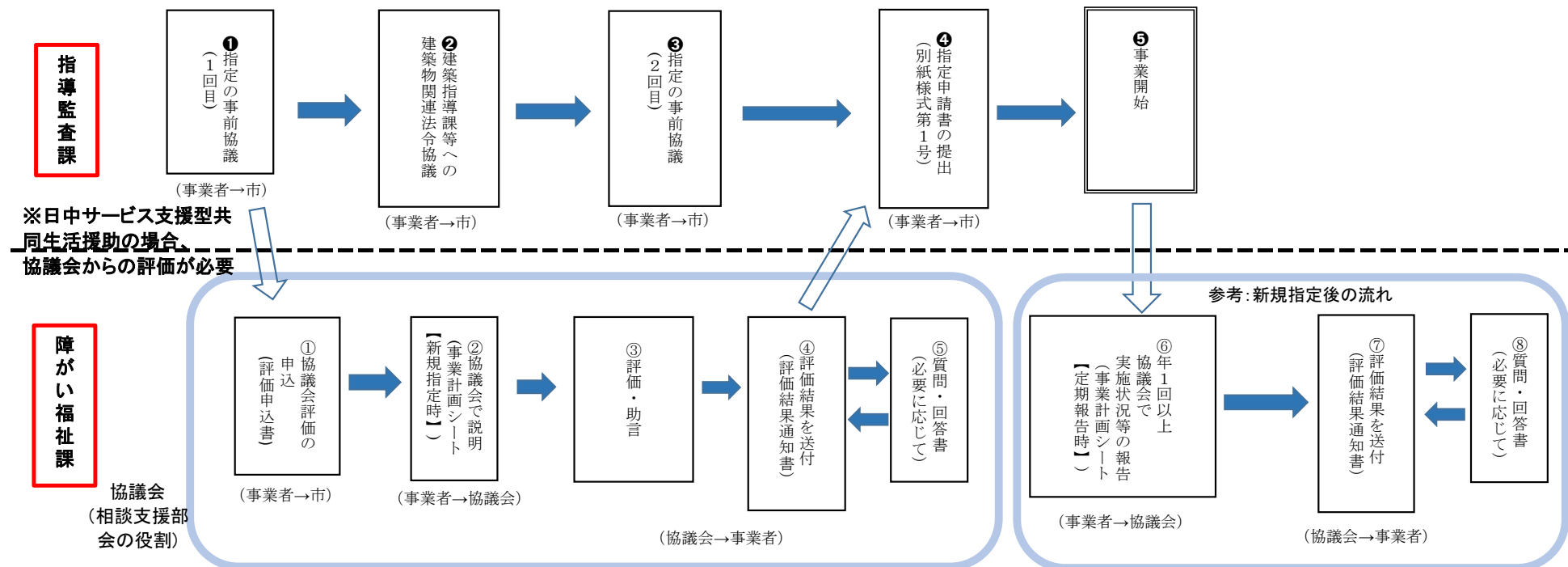


障害福祉サービス等指定申請の流れについて

指定申請から事業開始後の流れについては、以下のとおり。

※日中サービス支援型共同生活援助の指定を受ける場合、
松山市障がい者総合支援協議会（相談支援部会）の評価を受けてください。

指定申請書の提出期限
→指定を受ける日の前々月末
【例：4月1日指定の場合、2月末】



指定申請の流れ	備 考	例)4月1日指定の場合
① 指定の事前協議(1回目)	指定を受ける日の少なくとも4カ月以上前	例) 12月中
② 建築指導課等への建築物関連法令協議	指定の事前協議(1回目)が終わり次第速やかに	例) 1月中
③ 指定の事前協議(2回目)	概ね申請に必要な書類が整い次第	例) 2月中
④ 指定申請書の提出(評価結果通知書の添付)	提出締切:指定を受ける日の前々月末	例) 2月末
⑤ 事業開始	指定日は、1日付	例) 4月1日指定→事業開始

※②の協議に時間を要することがあります。場合によっては、指定日が事業開始予定日の翌月以降になることもあります。

協議会(相談支援部会)での事前評価の流れ	備 考	例)4月1日指定の場合
① 事業者による協議会評価申込の提出	指定を受ける日の概ね3カ月前	例) 1月上旬～中旬
② 協議会説明(事業計画シート【新規指定時】の作成)	協議会の開催	例) 2月中
③ 評価・助言	協議会で評価・助言、評価結果送付	
④ 評価結果を送付(評価結果通知書の送付)		
⑤ 質問等に対する回答(必要に応じて)	協議会からの質問後、1週間程度で回答	

※日中サービス支援型共同生活援助の指定を受ける場合に限りです。